

香書『薰物方』—竹幽文庫本—

矢野 環

室町に発する芸道茶華香道の研究の内、香道研究が最も立ち遅れていた。しかし二十世紀末から、本間洋子、菊池佳奈子、田中圭子等の諸氏により精緻な成果が相次いで発表され、香道の歴史学的実像、基本史料としての『名香合』、『薫集類抄』の正確な姿などが明らかと成ってきた。

（二）では、薫物伝書の生成構造解析の一助として、架蔵（竹幽文庫）江戸期薫物伝書の一本を翻刻公刊する。

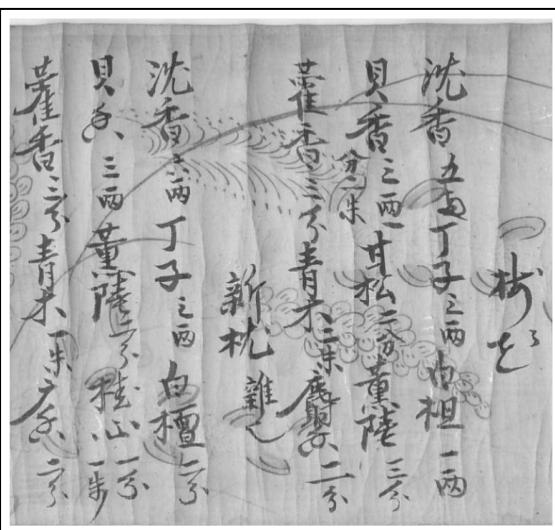
凡例

- 一、卷物一巻。墨書金彩入花鳥下絵の鳥の子三紙を継ぐ。表紙は雲紙。裏面見返は金箔張。錯簡・脱落は無いと認める。紙幅1564mm、本文全長1410mm、見返長154mm、三紙各々495, 447, 468mm。
- 二、本文は一筆。外題「薰物方」は打ち付け書。本文とは異筆。
- 三、用字は漢字・仮名とも全て通行字体による。但し、白檀の表記 白旦・白相、麝香の广香はその儘とする。
- 四、底本の記載形式に準じ、処方は三材料を一行に翻刻する。但し、割書となつている量目は接続して翻刻する。（原本は下図参照）
- 五、「●沈香」の黒丸は、原文では右上に朱丸点を付している。
- 六、全22項目に通し番号を与えた。内訳は通常の薫物17、薫衣香2、掛

香2、その他1からなる。

七、料紙の継目に」を付し、紙数を掲げた。
見返しは0とする。

八、特殊な用語・用字・誤字、擦消上書、内容の注釈等について、本文に丸数字を付し、末尾に校注を与えた。



解題

一、本書の書写は江戸期（寛文延宝以降か）であるが、内容は室町期の三条家、特に三条公冬・公敦の薰物伝書と深い関係にある。

二、本巻物の成立は、処方に樟脳が記載されるので、江戸初期を下る。京都大学図書館蔵菊亭文庫『薰物方上』〔菊卷110〕では、末尾の「玉簾」の加筆修正に樟脳を用いた処方がある（注⑥）。此書は内題を「薰物秘藏抄上」とし、第二部公任卿方に寛文八年十一月十一日借写の識語がある（六の「田中5講-1」参照）。その下巻と田中氏が判断する『薰物合様』〔菊卷100〕は、寛文六年十月廿三日今出川公規奥書。田中圭子氏による此書の存在と内容の御教示に感謝する。

三、黒方の処方に「8 当家秘事／四季通祝言之時用」とある。似た文

言は他本でも見受ける。『薰物方上』第四部は、「宿紙ノ表紙薰方 四辻流也」として元々五紙の巻物を転写したと思われる。その末尾には「たきものゝ代々の匂ひを雲の上につたふる風のたよりうれしも」と、三条公敦の歌への後土御門院の返歌がある。この第一紙に黒方の方として「又四季通用祝言之時も用之」とする処方はあるものの、量目は一致しない（注⑤）。

四、古典的な薰物以外に、玉椿・新枕を含む。特に新枕は標準的な一例と、その他三例を記載する。「18新枕」の処方は、前項の『薰物方上』「四辻流也」の第四紙「荷葉 蓮葉 玉椿 若草 盧橘 新枕」の部分での「新枕家方」と一致する。但し、その三件前にある「玉椿 後白川右府新さく」と「6玉椿」は一致しない（注④）。一方その「蓮葉 後白川右府新作」

は、「2荷葉」から「安息香」を削除し「藿香」を「一分」とすれば一致する（注①）。尚、「安息香 一朱」を荷葉に加える事は秘法とされた形跡がある。

五、三条家では公忠、公冬（後白川右府）、公敦（文明十三年入道龍翔院）等が薰物で著名である。公敦には文明十一年に山口へ下向する直前の薰物伝書も記録される（刊本『薰物記』所収）。又四辻家については、『四辻家薰物書』（群書類従）が知られる。前述「四辻流也」とある部分も、その奥書和歌と後白川右府との付記からすれば、三条公敦から四辻家へ山口下向以前に伝授したものとも考え得る。であれば、「18新枕」が「新枕 家方」とあることは一応四辻家の方とも言えるが、元々三条家の方であった。『蓮葉』と「2荷葉」の酷似からも、本書は三条公敦の流れに深く関係するとと言える。

六、田中圭子氏による『薰集類抄』を中心とした主な論考は下記の通り。
「田中3、4」「西園寺文庫所蔵『薰集類抄』翻刻と校異（上）（下）」〔広島女学院大学大学院 言語文化論叢〕第6、7号（2003, 2004）。〔田中5〕「恩頼堂文庫所蔵『薰集類抄』裏書勘物の翻刻と校異」同誌第8号（2005）。
〔田中5講-1〕「平安中期の歌人と薰物—源公忠、藤原公任を中心に」—中古文学会平成十七年度秋期大会講演。〔田中5講-2〕「平忠盛家の薰物と『香之書』」平成十七年度全国大学国語国文学会冬季大会講演。〔田中6-1〕「恩頼堂文庫本の研究」『文学・語学』183号掲載予定、全国大学国語国文学会。〔田中6-2〕「国立国会図書館蔵『薰集類抄』影印と翻刻（上）」『広島女学院大学大学院 言語文化論叢』第9号掲載予定。

〔本文翻刻〕

薰物方（外題）

0

● 沈香 四兩 玉椿⁽⁴⁾

甘松 一分二朱 丁子 一兩一分

貝香 一兩二分 鬱金 一分 白檀 二分

沈香 二兩二分 貝香 二分 白旦 二分

薰陸 二分 甘松 二朱 麝香 二分

● 沈香 五兩 黑方

丁子 三兩二分

沈香 三兩三分 四季通祝言之時用⁽⁵⁾

薰陸 一分 丁子 三兩

白檀 一朱 荷葉

● 沈香 三兩三分

甘松 三朱 丁子 三兩

白檀 一朱 貝香 一兩

沈香 五兩 丁子 三兩

貝香 一兩

薰陸 一分 甘松 三分

廣香 二分

● 沈香 六兩 蕃香 三分

丁子 三兩 新枕 雜也

沈香 七兩 蕃香 三分

同方 丁子 三兩

沈香 七兩 蕃香 三分

丁子 三兩

燒物之方

1 梅花 春

沈 四兩 丁子 一兩

甘松 三朱 麝香 二分

荷葉⁽¹⁾ 夏

沈 三兩 甘松 三分

白旦 一分 薰陸 二分

● 沈香 四兩 丁子 三兩⁽²⁾

安息香 一朱 蕃香 一分

菊花 秋

薰陸 一分 甘松 三分

丁子 一兩半

侍從⁽³⁾ 冬

● 沈香 四兩 丁子 二兩

花橘

甘松 一兩

● 沈香 三兩 丁子 二兩

貝香 一兩二分

薰香 二分

青木 一朱
安息香 一分三朱
白檀 一分一朱

貝香 二分

麝香 一分半

鬱金 一朱

貝香 一兩一分

薰陸 二分

甘松 三分

丁子 一兩半

● 沈香 四兩 丁子 三兩⁽²⁾

安息香 一朱 蕃香 一分

菊花 秋

薰陸 一分 甘松 三分

丁子 一兩半

侍從⁽³⁾ 冬

● 沈香 四兩 丁子 二兩

花橘

甘松 一兩

● 沈香 三兩 丁子 二兩

貝香 二分

1
白檀 二分 桂心 一分一朱
廣香 二分

白檀 二分

麝香 二分

薰陸 三分

甘松 二分

丁子 三兩

青木 二朱

白檀 二分

廣香 二分

桂心 一分一朱

丁子 三兩

白檀 二分

薰陸 二分

青木 一朱

白檀 二分

薰陸 三分

1
白檀 二分

薰陸 三分

甘松 二分

丁子 三兩

青木 二朱

白檀 二分

薰陸 三分

甘松 二分

丁子 三兩

白檀 二分

薰陸 三分

青木 一朱

白檀 二分

薰陸 三分

丁子 三兩

白檀 二分

薰陸 三分

2

注

解題四で述べた様に、「荷葉」は『薰物方 上』「四辻流也」の「蓮葉後白川右府新作」と酷似する。後者は、『薰物方 上』第一部（集成部）の「荷葉」における、「大和トジ」写本からの抜き書きと一致。丁子が「二両」であれば『薰集類抄』の「菊花」、又『薰物方 上』集成部の「菊花」における「勅筆卷物」の処方、等と一致。この処方は、『薰物方 上』集成部の「侍従」において、「勅筆卷物」からの第一の処方と一致する。注②も「勅筆卷物」との一致であった。『薰物方 上』「四辻流也」の第四紙における処方は、『玉椿』後白川右府新さく 一沈四両 丁二両 甘松一分二朱 貝一両 薫一分 宇一分 广三朱（宇=鬱金、广=麝香）であり、材料選択も異なる。一方、集成部での「大和トジ」からの抜き書きは、『玉椿』一沈二両二分 丁二両からく貝二分 白一朱 薫一朱おもくちやかう二朱。解題四参照。『薰物方 上』「四辻流也」（黒方）又 四季通用祝言之時も用之 一沈四両 丁二両 貝香一両 薫一分 白旦一分 广二分。樟腦（生脳）製造は、文禄・慶長期に朝鮮から九州に伝わった。『薰物方 上』第五部の「紅梅 玉簾 時雨」はかなりの量目修正などがある。修正後の処方では「紅梅」一沈三両 丁子一両一分 朱 白一両二分三朱 甘二分二朱 蕁香一分 貝兩 竜一朱 广三分「玉簾」一沈四両 丁一両二分二朱 貝二分二朱 白三分二朱 甘三朱 薫二分 广一分三朱 樟腦二朱 時雨 一沈四両一分 丁二両 貝三分 白三分 甘三朱 ウ三朱 蕁香一分 广一分 安息香二朱 蕁香油一分。尚、『薰物方 上』最後の第六部は「建久之説」として、『梅花』の二処方を記す。又第二部は「正親町院勅作 黒方」の一処方のみ。「薬種下すべき次第」か。「薬種合すべき次第」の誤記と考えるのが自然ではあるが、通常の調合の順序では薰陸はかなり後である。「薰衣」を擦消上書。次行「四(両)、貝香」も「五、白檀」に同処理。

「流香」（リウカウ）は次項にも見えるが未詳。「りやうなう・れうなう（龍脳）」の「な」を「か」に誤写した仮名書きが元とも考えられるのだが、龍脳では量目が多すぎる（この処方、貝香も多い）。しかし、刊本『薰物記』では「羽衣」の処方に「：鬱金二朱 りやうかう二朱 麝香二分」…と見え、是は量目で言えば「龍脳」で良い。

解題四で述べた通り、本件は『薰物方 上』「四辻流也」の第四紙での処方（末尾に「アハセヤウロ伝あり」と一致する。「新枕」は名の如く夜用いるのが本意故に、「於證方夜相伝也」という伝授形態が存在したかと思われる。処方は 11（写真参照）にある九種類の香料を用いるのが標準であり、刊本『薰物記』にもよく似た処方がある。18では薑香を外し、12・16では各々甘松・流香を加える。『薰物方 上』集成部の「大和トジ」写本では「新枕」一沈四両おもく丁二両 貝一分 白一両からく 薫一分 甘一分 桂一朱からく 广一分 宇一朱 蕁香二分 青木一朱」と十一種を用いる。（青木香=しょうもつこう）

本件は練香としての薰物ではなく、刻んだ材料を混合した調合香と思われる。焚いたか、或いは掛香・匂袋の類の両方の可能性がある。13も同様か。標題の注記「小左」は「小野宮左大臣」即ち藤原実頼。菖蒲根を用いる薰物として「菖蒲」がある。『薰物方 上』「四辻流也」第五紙では「菖蒲」一沈一両一分 丁一両 貝二分 白一分 薫一分 宇一分二朱 あやめのね一朱 广一朱。その直前は三条公敦作「千種」れうしやういんしんさく 一沈五両 丁二両 貝一両 白一両 薫一両 宇金一分 甘二分 广一分である。そしてこの処方は、『薰物方 上』集成部の「千種」では、「大和トジ」写本からの抜き書きと一致している。注①の「蓮葉」も考慮すれば、「大和トジ」写本は三条家の伝書で三条公敦の処方を多く含んだものであつたろうか。「黒方」の意。この表記は稀。「カロク」：軽く、「クン」：薰陸。

「薑薌」（薑糖・占唐）。柑橘類植物の葉を煎じて得る固形物とされる。既に元弘年間（1331-33）には、どの様な香料か実態が不詳になっていた。他の処方には無い。21・22の黒方は古い処方を転写したと思われる。山田尼の頃は知られており、赤みが見えるのが香ばしいとする。『薰物方 上』によれば、「占唐」が中国から入らなくなつてからは「澤写」で代用する事が口伝であるとする。しかし、この香料も未詳。「タン」は白檀ではなく、未詳。次行の「白」は、21と合わせ考えて「白檀」と思われ、「白芷」（ビヤクシ）。八条宮の薰衣香の処方等に見れるではない。量目からして「クン」（薰陸）の誤記でもない。甘松は直前にあり「カン」の誤記でもない。黒方に甘松を使うのは異例。「シヅ」は未詳。「十両」は他の材料に比べて異常に多い。

